

## 船員保険・厚生年金保険 育児休業等取得者終了届

### 【手続概要】

この届出は、被保険者が育児休業等終了予定年月日より前に育児休業等を終了したときに、船舶所有者が速やかに行うものです。

育児休業等を予定日より前に終了する理由として、以下の事由があります。

- ・ 育児休業等終了予定年月日前に就労を開始した場合
- ・ 育児休業等をしている被保険者に次子出産による産前産後休業等が始まった場合
- ・ 子の死亡などにより養育しなくなった場合

### 【添付書類】

不要

### 【留意事項】

以下の場合に限り、届出が不要となります。

- ・ 育児休業等取得申出時に届出した終了予定年月日どおりに育児休業等を終了した場合。
- ・ 育児休業等が終了する前に産前産後休業を開始し、船舶所有者が産前産後休業取得者申出書を提出した場合。

### 【提出先】

船舶所有者の所在地を管轄する船員保険を取り扱う年金事務所

### 【提出方法】

郵送、窓口持参、電子申請